

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、企業理念であるPurpose「ヘルシアブレイスをすべての人々へ」のもと、Mission「Fitnessを人々の日常にし、活力ある心豊かな社会をつくる」、Vision「一人ひとりのライフスタイルを支える、社会にとってあたり前のパートナーに」を掲げ、誰もが健康的に暮らせる、心豊かな社会の実現を目指し、持続的な企業価値の最大化と社会への貢献を実現し、全てのステークホルダーと健全で継続的な信頼関係を構築することが重要であると認識しております。

このような認識のもと、当社は、会社の機関として、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置し経営の意思決定と業務執行の監督における透明性を確保するよう努めております。また、取締役会の下に任意の指名報酬委員会を設置するとともに、取締役会の意思決定機能と監督機能をより明確に分離することを目的として執行役員制度を導入しております。

今後も適切な情報開示と透明性の高い経営の意思決定及び業務執行の監督を徹底することにより、有効なコーポレート・ガバナンスの維持・強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則2-4-1】

当社では、企業経営における人材の多様性の確保の重要性を認識し、女性・外国人の登用を積極的に推進しております。女性管理職登用に関しては、スタッフの年齢が全体的に若いこと等から、中期的に20%を目標として今後も女性・外国人が活躍できる職場環境の整備に努めております。

なお、現在の女性、外国人の管理職登用実績は以下のとおりです。(2025年3月末現在)

女性管理職数 3人 女性管理職比率 7.1%

外国人管理職数 3人 外国人管理職比率 7.1%

一方、中途採用者においては、管理職としての採用を必要に応じて行っていることから、登用にあたり特段の差が生じているとは認識していないため、管理職の登用の目標設定等は行っておりません。

【原則4-9】

当社では、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針を特段定めておりませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係性を踏まえ、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当社は、本報告書の提出日時点において、これまで保有していた政策保有株式をすべて売却し、現在保有している政策保有株式はありません。また、現時点において新たに保有する予定はありません。今後の経営戦略上、当該株式を保有する必要性が生じた場合には、その取得及び保有の方針と議決権の行使に係る基準等を定め、必要に応じて適切に開示いたします。

【原則1-7】

当社グループは、原則として、関連当事者取引を行わない方針ですが、業務遂行上必要がある場合には、取引の合理性、取引条件の妥当性等について、取締役会で、客観的かつ公正に判断して意思決定を行い、取引を行う方針としております。また、関連当事者取引の状況を把握するために、定期的に状況調査を行い、関連当事者について管理出来る体制を構築しております。

【原則2-6】

当社は確定拠出年金制度を採用しており、企業年金基金制度は採用していないため、本原則の適用はありません。

【原則3-1】

(i) 当社グループは、企業理念であるPurpose「ヘルシアブレイスをすべての人々へ」のもと、Mission「Fitnessを人々の日常にし、活力ある心豊かな社会をつくる」、Vision「一人ひとりのライフスタイルを支える、社会にとってあたり前のパートナーに」を掲げ、誰もが健康的に暮らせる、心豊かな社会の実現を目指して事業活動を展開しています。

具体的な経営戦略につきましては、決算説明会及び決算説明資料等にて適時説明をしております。

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、本報告書「1-1 基本的な考え方」に記載しております。

(iii) 役員の報酬等の額の算出の決定に関しましては、株主総会決議により取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額の総枠を決定した上で、指名報酬委員会の答申を受けて取締役会決議により、役員報酬規程並びに業績連動報酬規程を制定し、役割と役位に応じた報酬額を定める方針とします。取締役会決議においては、指名報酬委員会の答申を最大限尊重し、取締役の報酬を決定することとしております。

監査等委員である取締役の報酬は、独立性の確保から業績との連動は行わず、固定の基本報酬としており、役員報酬規程にて定めております。非常勤取締役の報酬等は、就任時に個別に取締役会にて決定しております。

(iv) 取締役候補・監査等委員候補は、性別や年齢、国籍の区別なく、それぞれの人格や見識等を十分に考慮した上で、その職務を全うし、中長

期的な企業価値向上に貢献できる者を選定します。

(v) 取締役の個々の選任理由については、招集通知において開示しております。取締役の個々の解任理由については、適宜開示いたします。

[補充原則3-1-3]

(1) サステナビリティについての取り組み

当社グループは、企業理念であるPurpose「ヘルシアブレイスをすべての人々へ」のもと、Mission「Fitnessを人々の日常にし、活力ある心豊かな社会をつくる」、Vision「一人ひとりのライフスタイルを支える、社会にとってあたり前のパートナーに」を掲げ、誰もが健康的に暮らせる、心豊かな社会の実現を目指しておりますが、サステナビリティを実現するための行動規範に基づき、事業を通じた社会課題の解決に全社員が取り組み、持続可能な社会の実現に貢献することを目指しております。

具体的には、ESGの視点を通じて、SDGsの各目標の達成に貢献するため、フィットネスがより社会につながる存在になり、様々な社会課題と一緒に解決できる存在となれるよう、2018年に「オープンフィットネス宣言」を発信しています。

また、サステナビリティへの取り組みを更に加速するため、2021年9月より代表取締役社長を委員長とするESG委員会を新設し、ESGに関する重要課題の報告や協議、各取組の進捗管理などを適切に進める仕組みを構築しております。

(2) 気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について

気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響については、TCFD提言の枠組みに基づく分析と情報の開示を実施しております。

TCFDのフレームワークに則したシナリオ分析の結果等については、当社ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.fastfitnessjapan.jp/esg/environment/tcfd/>

(3) 人的資本及び知的財産への投資等

当社では人材データベースを構築して人的資本の見える化を図っており、1人1人の個性を把握してこれを人事施策に活用するとともに、1人1人が成長できるような環境づくりを進めております。

また、知的財産については、商標登録等を確実に行うとともに、アメリカのエニタイム本部とも連携して各種技術をはじめとした知的財産の流出防止に努めております。

[補充原則4-1-1]

当社は、経営環境の変化や課題に迅速かつ適切に対応できる体制の構築と、経営の意思決定及び監督機能をより明確に分離することを目的として、執行役員制度を導入しております。

取締役会は、経営の監督機能としての役割を分離することで、より強固なガバナンス体制の構築を進めております。

[補充原則4-8-3]

当社は支配株主を有しております。取締役会は少数株主の利益の保護に一層の配慮を講じるため、取締役9名のうち7名が独立社外取締役として選任し、支配株主からの独立性の確保とコーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

[補充原則4-10-1]

当社は、任意の指名報酬委員会を設定しております。取締役会の決議によって選定された5名以上の取締役で構成し、独立社外取締役を過半数と定めており、委員長は社外取締役とすることにより、独立性を担保しております。

指名報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、主に次の事項について審議し、取締役に対して答申を行う役割・責務を有しており、手続きの公正性・透明性・客観性を確保しております。

- (1) 取締役の選任・解任に関する事項
- (2) 代表取締役の選定・解職に関する事項
- (3) 取締役の報酬等に関する事項
- (4) 取締役の後継者計画(育成を含む。)に関する事項、等

[補充原則4-11-1]

取締役候補・監査等委員候補は、性別や年齢、国籍の区別なく、それぞれの人格や見識等を十分に考慮した上で、その職務を全うし、中長期的な企業価値向上に貢献できる人材を選定しており、現在の当社の役員体制は、バランスよく各分野の資質を備えた人材を配置し、今後の会社運営において適切に対処できる体制であると認識しております。

なお、経営戦略に照らした当社の取締役が備えるべき知識・経験・能力の内容(スキルマトリックス)は、『2025年 第15回定時株主総会招集ご通知及び株主総会資料』にて開示しております。

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS08582/5c04f3d7/33ce/49a4/b0ba/7f3792cac98f/140120250602578267.pdf>

[補充原則 4-11-2]

他社役員との兼職は、当社の職務執行に影響を及ぼさない範囲としております。なお、重要な兼職の状況は株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しております。

[補充原則 4-11-3]

当社は、取締役会の実効性向上を図ることを目的に、現状分析を通じて実質的な課題の特定及び取締役会の課題とその解決への方針を明確にするため、取締役会の実効性評価を実施し、第三者機関を活用した分析及び評価を行っております。

2024年度の実効性評価は、「取締役会の構成と運営」、「経営戦略と事業戦略」、「企業倫理とリスク・危機管理」、「業績モニタリングと経営陣の評価」、「株主等との対話」の5つの項目について、2025年3月に取締役全員へアンケートを行いました。その分析結果をもとに2025年5月開催の取締役会において意見交換を行いました。

実効性評価の結果においては、当社取締役会は、多様なバックグラウンドを有するメンバーで構成され、各取締役は議論に能動的に参加し、知見や経験に基づき、必要な質問や建設的な提言を行うなど、取締役会が機能を発揮するために貢献していることが高く評価されました。また、十分な割合の独立社外取締役が確保されており、利益相反リスクに対する取締役会の監督機能が発揮されていることが高く評価されました。

前年度の抽出課題であった、後継者計画を含む経営陣の客観性・透明性の高い指名・評価プロセスの運用については、一定の改善は見られるものの、継続的に取り組むべき課題として認識されており、特に後継者として求められるスキルセットの明確化、選抜方法、人材プールの議論などについて、より具体的な検討を深め、進展させていくことの必要性が改めて認識されることとなりました。一方、ステークホルダー・一般株主とのコミュニケーション推進については、機関投資家・一般個人株主に対するIR活動を強化したことで、一定の改善が見られました。また重要性を踏まえた取締役会の議題設定や時間配分についても、2024年4月から導入を開始した執行役員制度により取締役会の監督と執行に関する役割分化が進

んだことにより、一定の改善が見られました。

今後の課題としては、経営陣の後継者育成計画の策定と運用、重要議題の審議に必要な情報提供、大株主および経営レベルのコミュニケーション推進が挙げられました。

上記課題に対して、指名報酬委員会を中心に、後継者計画の具体的検討を進展させること、重要課題の審議についての取締役会運営の在り方の検討を行うこと、大株主への情報提供プロセスの改善や執行と監督の在り方の認識共有を通じてそれぞれの信頼関係の強化を図ることなど、課題の改善に取り組み、取締役会の実効性向上に引き続き努めてまいります。

【補充原則 4-14-2】

当社は、取締役・監査等委員を選任する際、経験・見識等を考慮し、期待する役割・責務を適切に果たし得る者を選任しております。また、当社は取締役（監査等委員を含む）が十分に役割や責務を果たせるよう役員研修など必要な研鑽の機会の提供を行っております。

【原則 5-1】

IR業務及び株主との対話受付は広報IR室が担当しております。株主や投資家に対し、決算説明会を定期的に年2回以上開催し、さらに情報提供の手段として決算説明資料や説明会のアーカイブ動画を当社ウェブサイトにて掲載し、適切な情報開示に努めております。株主との建設的な対話が実現するよう、代表取締役社長がIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、個別面談のほか、決算説明会、証券会社等主催のIRイベントへの参加、機関投資家からの取材等にも積極的に対応しております。

また、株主・投資家との対話やIR活動を通して得られた意見等は、取締役会において報告を行い、情報共有を図っております。

インサイダー情報の管理につきましては、四半期決算日から発表日までをサイレント期間として、投資家との対話を制限するとともに、社内の情報管理の徹底を図るため社内教育や注意喚起を行っております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容 更新	取組みの開示 (アップデート)
英文開示の有無 更新	有り
アップデート日付 更新	2025年6月24日

該当項目に関する説明 更新

当社は、2024年5月14日付「中期経営計画のローリングに関するお知らせ」にて公表した成長戦略の着実な遂行を通じて、資本収益性を維持ないしは更に向上することを前提に、効果的な IR 活動を推進し、市場評価の獲得と資本コストの改善に取り組んでおります。

※詳しくは、2024年5月14日付公表「2024年3月期決算説明資料」、「中期経営計画のローリングに関するお知らせ」を参照ください。
・2024年3月期決算説明資料: <https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS08582/fcb376d3/599e/46ea/bb81/ef9f198d96a5/140120240514595429.pdf>
・中期経営計画のローリングに関するお知らせ: <https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS08582/844ecba9/bec2/4256/a68e/9cd373735045/20240516123405775s.pdf>

(1) 資本収益性の更なる向上

① 収益力の強化

経営指標として掲げる 2027年3月期連結営業利益 45.3 億円の達成に向けて、2025 年3月期からの3 か年は「新たな成長ステージへの変革」と位置づけ、戦略的な投資を行いながら中核の国内エンタタイムフィットネス事業を中心に事業規模の拡大及びグローバル展開や新ブランドの展開などを通じた事業 領域の拡張を図り、持続的な成長を目指してまいります。成長ターゲットとして、売上成長率を年平均 14.8%、営業利益率を 18.9 %程度と設定し、収益力を強化してまいります。

② 成長への戦略投資

2025 年3月期から3か年の戦略投資枠として 96 億円を設定し、国内エンタタイムフィットネス事業の 更なる規模拡大に向けた投資として66億円、国内エンタタイムフィットネスの店舗・会員基盤の活用を通じた新たな付加価値創出に向けた投資として4億円、新たな成長領域への投資として 18 億円、IT・DX 投資として6億円、人的資本投資として2億円を行います。

③ 株主還元

「新たな成長ステージへの変革」と位置付ける当中期経営計画期間は、成長戦略実現のための投資を積極的に行うことから、費用が先行し、進捗によっては利益面で弱含みになる可能性を鑑み、2024年3月11日付「通期連結業績予想の修正(上方修正)及び配当方針の変更(配当性向、DOE 導入)並びに配当予想の修正(増配)に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、配当方針を変更しております。

内部留保の充実を図りつつ、事業拡大と事業効率化のための成長投資や財務の充実を図り、重要指標である ROE、自己資本比率の状況を総合的に勘案するとともに、中期経営計画期間における積極的な成長投資に伴う短期的な業績の変動による影響を抑制し、安定的かつ継続的な配当政策の姿勢をより明確にするため、同期間においては「連結配当性向40%」を配当の目安とし、「DOE4.5%」を下限に設定し、より高水準かつ安定的な配当額を決定することとしております。

(2) 市場評価の獲得

当社の IR 活動は、市場評価の向上に向けて、当社の認知度向上と企業理解の深度化を図るための施策を中心に強化を図っております。同施策を継続しつつ、業績推移の背景や中期経営計画の進捗把握 繋がる KPI など、開示の充実を図り、成長可能性に対する期待感の醸成に繋げてまいります。

(3) 資本コストの改善

投資家の予測可能性を向上させることで、資本コストのうち、リスクプレミアムを縮小し、当社経営への信頼感の獲得を図ってまいります。その実現に向けて、中期経営計画の着実な遂行及び業績予想の精度向上により、資本市場との適切かつ効果的なコミュニケーションに努めてまいります。

以上の取り組みを進めた結果、2025年3月期は新たな成長領域への投資フェーズにより費用が先行することから、ROEは前期末比△2.5ptとなりますが、当社の認知拡大及び成長可能性の適正評価を受けるためのIR活動の充実等により、PER、PBRともに改善に至っております。また、ROEは前述した理由から前期末比でマイナスとなりますが、WACC12.0%を上回る水準となっております。

- ・PER 12.5倍 (前期末:9.7倍)
- ・PBR 1.83倍 (前期末:1.59倍)
- ・ROE 15.1% (前期末:17.6%)
- ・配当 1株あたり45円 (連結配当性向41.6%)

引き続き、「既存事業の強化・拡大」と「新たな成長領域への投資・育成」の両輪で持続的な成長にむけた取り組みを推進するとともに、安定的な株主還元継続、並びにIR活動の強化により、適切な企業価値に繋げてまいります。

2024年6月26日付「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」
日: <https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS08582/fbc5a6cd/844c/462c/9c11/8e0f36234ea3/140120240626537702.pdf>
英: <https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS08582/626effe7/1c4a/4e42/a968/a2c606f9eff7/20240702111941916s.pdf>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社オーク	9,108,900	48.72
RM Japan, LLC	1,443,000	7.71
光通信株式会社	966,600	5.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	953,900	5.10
特定有価証券信託受託者 野村信託銀行株式会社 (信託口2052248)	702,000	3.75
特定有価証券信託受託者 野村信託銀行株式会社 (信託口2052249)	702,000	3.75
高嶋 淳	428,680	2.29
大熊 章	402,400	2.15
前田 貴行	260,000	1.39
日本カストディ銀行 (信託口)	226,000	1.20

支配株主 (親会社を除く) の有無	大熊 章
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- ・「大株主の状況」は2025年3月31日時点の株主名簿の状況であります。
- ・当社は2025年3月31日時点において自己株式16,528株を所有していますが、「大株主の状況」から除いております。
- ・株式会社オークは当社取締役会長大熊章及び大熊章の近親者であります大熊章太、大熊絢子の3名で議決権の全てを所有する資産管理会社であります。
- ・大熊章は、株式会社オークの保有株式数を含めると当社の議決権の過半数を保有するため、支配株主として記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の役員体制は、独立社外取締役の6名は、いずれも支配株主及びその周辺からも関係性を有しない独立した者が選任されており、取引行為に係る牽制を図れる体制を整備しております。

支配株主との取引を行う場合には、当社及び少数株主に不利益とならないよう、法令・規則を遵守し、かつ、取引条件が第三者との通常取引と著しく相違しないこと等に留意し、取引内容及び取引の妥当性等について取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。さらに、必要に応じ、弁護士、会計監査人等外部専門家の意見を求めることで、取引の公正性の確保を図り、少数株主の権利を保護するよう努めております。

なお、当社と支配株主との間において、譲渡制限付株式報酬の付与の取引関係の他、2024年4月1日に、支配株主が大株主であり、かつ代表を務める企業(株式会社大熊製作所)が保有するSaya Pte. Ltdの株式を取得しました。本取引においては、上記方針に則り適切に実施されております。詳細につきましては、2024年3月14日公表の「Saya Pte. Ltd.の株式取得(子会社化)に伴う海外進出に関するお知らせ」をご覧ください。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	6 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
植平 光彦	他の会社の出身者											
大井 幸子	他の会社の出身者											
久保田 浩文	公認会計士											
濱岡 正己	他の会社の出身者											
酒井 大輔	弁護士											
谷田 昌広	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
植平 光彦		○	----	植平光彦氏は、企業経営者としての豊富な知識と経験を有していることから当社にとって有益な見識を社外取締役の立場から提供していただくことを期待し、社外取締役と判断いたしました。当社と植平氏の間には人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はなく、また、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立性のある「独立役員」と位置付けております。
大井 幸子		○	----	大井幸子氏は、日米で投資銀行業務、資産担保証券の信用格付け、債券市場での長年の経験から日米の金融、経済、政治に関する幅広い人脈を有しており、国際金融情報に精通されていることから当社にとって視野の広い有用な知見を提供していただくことを期待し、社外取締役と判断いたしました。当社と同氏の間には人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はなく、また、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立性のある「独立役員」と位置付けております。
久保田 浩文	○	○	----	久保田浩文氏は、監査法人における知識と豊富な経験に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点での経営の監査・監督に取り組んでいただけることを期待し、選任しております。当社と同氏の間には人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はなく、また、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立性のある「独立役員」と位置付けております。

濱岡 正己	○	○	----	濱岡正己氏は、日本銀行における知識・経験と経営者並びに監査役としての豊富な経験に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点での経営の監査・監督に取り組んでいただけることを期待し、選任しております。当社と同氏の間には人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はなく、また、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立性のある「独立役員」と位置付けております。
酒井 大輔	○	○	----	酒井大輔氏は、国内外での弁護士としての豊富な経験と専門的見識に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点での経営の監査・監督に取り組んでいただけることを期待し、選任しております。当社と同氏の間には人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はなく、また、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立性のある「独立役員」と位置付けております。
谷田 昌広	○	○	----	谷田昌広氏は、資本市場・国際ディールの知識並びに豊富な経験を持ち、また経営者としてもフランチャイズビジネスやプライム上場企業における財務経理・管理部門を中心に幅広く豊富な経験を有していることから、その知見に基づいて、当社のガバナンス向上と、適切なリスクテイク推進に取り組んでいただける人材と判断しております。当社と同氏の間には人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係ありません。なお、同氏は取引先金融機関の出身者ではありますが、退職後20年以上が経過しており、東京証券取引所が定める「独立性基準」に該当しておらず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立性のある「独立役員」と位置付けております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

なし

現在の体制を採用している理由 更新

監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を置くこととしております。

■補足説明

監査等委員会は、社外取締役（監査等委員）が議長を務め、常勤監査等委員を含む社外取締役（監査等委員）4名で構成されております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室及び監査等委員会は、会計監査人から監査方針及び監査計画を聴取し、随時監査に関する結果の報告並びに説明を受ける等、会計監査人との相互連携を図っております。また、内部監査室、監査等委員会及び会計監査人は、定期的に会合を実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図っております。

内部監査、監査等委員会監査及び会計監査にあたっては、内部統制部門と定期的な会合を設け、必要な情報を聴取し、報告を受けることで適切な監査を実施しております。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	1	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	1	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

指名報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された5名以上の取締役で構成され、社外取締役（監査等委員である取締役を含む）を過半数とし、委員長は指名報酬委員会の決議により、独立社外取締役である委員の中から選定することと定めております。2024年6月現在の同委員会は代表取締役社長、取締役会長、社外取締役（監査等委員を含む）3名の合計5名で構成されております。取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としております。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	6 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしながら、独立役員の要件を充足する社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
-------------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明 更新

「業績連動報酬制度の導入」
当社の代表取締役に対し、当社の業績及び企業価値向上への意欲を高めることを目的に業績連動報酬制度を導入しております。

「その他」
（譲渡制限付株式報酬制度の導入）
当社は、役員報酬制度の見直しを行い、2021年6月24日開催の定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む）を対象に譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。本制度は、当社の取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、その他
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションについては、過去に社内取締役、社外取締役及び社外協力者に付与しておりますが、現在の報酬制度にストックオプションは導入しておりません。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
取締役の報酬等は、それぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額の算定方法の決定に関しましては、株主総会決議により取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額及び監査等委員である取締役の報酬額の総枠を決定した上で、指名報酬委員会の答申を受けて取締役会決議により、役員報酬規程並びに業績連動報酬規程を制定し、役割と役位に応じた報酬額を定める方針としております。
取締役会決議においては、指名報酬委員会の答申を最大限尊重し、取締役の報酬を決定することとしております。

[社外取締役のサポート体制]

更新

非常勤社外取締役が、中立的な立場から監督及び監査を行える体制を構築し、経営監視機能の強化に努めるため、以下の環境整備体制を整えております。

1. 取締役会開催に際しての事前資料配布や説明など社外取締役に対する情報伝達については、経営企画部及び法務室が担当し、社外取締役が十分検討する時間を確保しております。
2. 取締役会の議案の内容に応じて、議案の事前説明会を実施しております。
3. 取締役会において、業務執行取締役が資料に基づき詳細に説明するとともに、活発な議論及び意見交換を行っております。
4. 監査等委員会で、常勤監査等委員が資料に基づき詳細に説明するとともに、情報及び意見交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社の業務執行の機能の実現のための会議等の概要は次のとおりです。

a. 取締役会

法令で定められた事項や当社の経営・事業運営に関する重要事項等の意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会は、迅速な意思決定ができるよう、月1回開催する定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

b. 監査等委員会

原則、毎月1回開催しております。監査等委員は取締役会への出席の他、監査計画に基づき重要書類の閲覧、各部門に対する往査等により取締役の職務執行の監査を行っております。

また、当社は、監査等委員会の監査・監視機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集並びに内部監査部門である内部監査室と監査等委員との十分な連携を可能とすべく、常勤監査等委員1名を選定しており、当該常勤監査等委員を中心に、取締役、管理部門等の内部統制部門と意思疎通を図り、情報収集・監査環境の整備に努めております。

c. 執行役員会議

執行役員会議は、代表取締役社長及び各領域の執行役員で構成され、当社グループを取り巻く経営環境の変化に迅速に対応して、機動的な経営を行うため、取締役会への上程事項並びに社長決裁事項等、会社の重要な業務執行に関わる事項に関する事前協議機関とするともに、その他重要事項に関する報告・情報共有を行うことを目的としております。

d. 指名報酬委員会

指名報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された5名以上の取締役で構成され、社外取締役を委員長とし、監査等委員である取締役を含む社外取締役を過半数とすることと定めております。取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としております。

e. 内部監査

内部監査計画に基づき当社及び子会社の業務全般の監査を実施し、業務運営の適正性を確保しております。
f. 会計監査人
当社は、PwC Japan有限責任監査法人との間で監査契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

取締役会の意思決定機能と監督機能をより明確に分離することを目的として執行役員制度を導入しており、会社の機関もしくは機能として、取締役会、監査等委員会、執行役員会議及び会計監査人を設置し、経営の意思決定と業務執行の監督における透明性を確保するよう努めております。また、取締役会の下に任意の指名報酬委員会を設置しております。
今後も適切な情報開示と透明性の高い経営の意思決定及び業務執行の監督を徹底することにより、有効なコーポレート・ガバナンスの維持・強化に努めてまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期の招集通知発送に努めております。招集通知の発送日前に東京証券取引所のTDnet及び当社ウェブサイトにて電子提供措置による開示を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した設定に努めております。 第15回定時株主総会は、2025年6月24日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2022年6月総会より、電磁的方法による議決権の行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2022年6月総会より、議決権電子行使プラットフォームへ参加をしております。
招集通知（要約）の英文での提供	2022年6月総会より提供しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトに公表しております。 https://fastfitnessjapan.jp/ir/policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	IR支援会社等が主催する個人投資家向けセミナーへ登壇し、銘柄の認知度向上に努めております。 また、機関投資家・アナリスト向け決算説明会の動画を当社ウェブサイトにて案内するほか、同説明会については、投資家の皆様との接点を更に増加し、情報格差の是正やより深い事業理解へ繋げるため、決算説明の内容を「ログミーFinance 書き起こし」として、以下の当社ウェブサイトにて開示しております。 https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS08582/0596d956/66ad/4f6c/aab6/dea470581cc5/140120250520559379.pdf	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回（本決算説明会及び各四半期決算説明会）、決算概況及び今後の事業展開等について説明を行っております。 また、年2回のスモールミーティング、逐次、ニーズに対応した施設見学会を開催するほか、個別取材等を通じて対話の充実を図っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の投資家層の状況に応じ、開催を検討していくべき事項と考えております。個別取材につきましては、随時対応しております。	なし

IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト(IRサイト(日・英))を開設し、四半期、本決算期において決算短信を掲載するほか、IR決算説明会資料やプレスリリース情報等の掲載を通じて、投資家の皆様に当社の現状をご理解いただき、適正な評価を受けられるよう情報開示に努めております。 決算情報、適時開示情報、IRニュース等を掲載しております。 日: https://fastfitnessjapan.jp/ir/ 英: https://www.fastfitnessjapan.jp/en/ir/
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員を執行役員CFOとし、IR担当部署を広報IR室とし、アナリストや機関投資家あるいは個人投資家への対応を行っております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、当社グループの株主、投資家、及びその他の利害関係者のすべてに対して適時・適切な会社情報を提供し、当社グループに対する理解を深めること、社会的信頼を向上させること、及び適正な評価に資することを目的として、「グループ適時開示規程」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業理念であるPurpose「ヘルシアプレイスをすべての人々へ」のもと、Mission「Fitnessを人々の日常にし、活力ある心豊かな社会をつくる」、Vision「一人ひとりのライフスタイルを支える、社会にとってあたり前のパートナーに」を掲げ、誰もが健康的に暮らせる、心豊かな社会の実現に向けて、ESG担当部門である広報IR室が中心となり、事業活動において生じる環境負荷低減やCSR活動に積極的に取り組んでおります。CSR活動に関しては、人口構成により当社の事業展開の難しい自治体や大学等へのマシン寄贈や外部団体を通じた支援活動などを積極的に実施しております。 ESGサイト 日: https://fastfitnessjapan.jp/esg/ 英: https://www.fastfitnessjapan.jp/en/esg/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、当社グループの株主、投資家、及びその他の利害関係者等、広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を積極的かつ公正に開示するとともに、適切な情報管理を行うことを基本方針としております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、各種社内規程を整備し役職員の責任を明確にしております。役員や管理職自らが率先して社内規程を遵守することはもとより、その他の従業員に対して、社内規程に基づく業務遂行の周知徹底をしております。

また、取締役会にて「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」を定める決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規則に従って取締役会を開催し、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行っております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従って取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し保存しております。人事部及び法務室は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令の保存期間に準じて定められた期間、厳正に保存・管理しております。また、取締役及び監査等委員は文書を常時閲覧できるものとしております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役及び使用人は職務権限規程に従って権限の範囲内で職務を執行し、各職務に内包する各リスクについて管理しております。

人事総務本部および内部監査室は内部牽制機能を担う部門として、各部室のリスクを監視し、リスクが高まったと判断した場合は、速やかに取締役及び監査等委員にその内容を報告し対策を講じております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会において、各取締役の業務分担を定め、責任と権限の所在を明確にするとともに、職務権限規程に従って効率的な職務の執行を図っております。また、取締役会において、事業計画の達成状況を把握すべく月次決算との対比において進捗状況を管理し、業務の効率性の分析・評価を行い、事業活動の目標の達成を図っております。

e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人においては、社内規程で定められた範囲において、忠実に職務を執行しております。職務執行に関する権限及び責任については、職務分掌規程、職務権限規程、その他の社内規程等において明文化し、適時適切に業務を執行しております。

- f. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
取締役会において、グループ全体における業務の健全性・遵法性・透明性を確保するための意思決定を行うことにより、業務の適正確保を図っております。
- g. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を置くこととしております。
補助使用人は兼務を可とするが、当該職務を遂行する場合には取締役及びその他の使用人からの指揮命令を受けないものとしております。
- h. 監査等委員のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力することとしております。
- i. 取締役及び使用人が当社の監査等委員に報告するための体制
監査等委員は取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役及び使用人に対し、業務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができます。取締役及び使用人は、法令及び定款に反することが発生した場合その他、当社業務並びに業績等に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を確認した場合は、速やかに監査等委員に報告しております。
- j. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員は、取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務は負いません。また、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関しては、その理由の開示を求めることができることとしております。
- k. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に係る事項
監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い、又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じることとしております。
- l. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、内部監査室と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができることとしております。監査等委員は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができることとしております。
- m. 反社会的勢力による被害を防止するための体制
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を断固として拒絶し、会社をあげて毅然とした対応をとります。また、法務室を法務関連リスクの対応部署として定め、平素から顧問弁護士と連携できる体制を整えております。万一、反社会的勢力からの理不尽な要求などの事態が発生した場合は、早い段階で所轄警察署等に相談し、適切な指導を受けながら対応することとしております。
- n. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、監査法人や税理士等からのレビューを受けつつ、必要な是正措置を講じております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、「グループ反社会的勢力関係遮断規程」において、「反社会的勢力の排除に対する基本方針」を定め、当社グループの役員及び従業員は、取引相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方との間で商談・取引を行ってはならず、また、当該相手方への資金提供や、その他便宜の供与を行ってはならない旨、宣言しております。
- b. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
(a) 社内規程の整備状況
当社グループでは、「グループ反社会的勢力関係遮断規程」及び「反社チェックマニュアル」を定め、全役職員が本規程を遵守し、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
- (b) 対応統括部署及び不当要求防止責任者
反社会的勢力対応部署（統括責任部署）を総務部とし、対応責任者（統括責任者）を総務部長としております。
反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、不当要求を受けた担当者又は担当部門にその対応を任せず、その旨の報告を受けた統括責任者が、直ちに代表取締役社長及び監査等委員に報告するものとし、統括責任者が、代表取締役社長の指示の下で、反社会的勢力と接触する可能性のある担当者の安全を確保するために必要な処置をとり、外部専門機関と連携する等、必要な支援を行うものとしております。
- (c) 反社会的勢力排除の対応方法
(イ) 役職員・新規取引先・株主について
当社グループは、全ての役員登用時、従業員の入社時、新規顧客との取引時、株主に対して反社会的勢力排除に向けた調査を行っており、当社グループの特別利害関係者、株主及び取引先等は反社会的勢力との関係はありません。
- (ロ) 既存取引先等について
通常必要と思われる注意を払うとともに、一定の範囲を対象として、年1回調査・確認を実施することとしております。
- (ハ) 役職員や既存取引先等が反社会的勢力であると判明した場合
速やかに委任・雇用関係や取引関係等を解消する体制をとっております。
- (d) 外部の専門家との連携状況
統括責任者が、自ら得た又は報告を受けた反社会的勢力に関する情報について、必要がある場合には、速やかに警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の外部専門機関へ相談し、適切な対応に努めるものとしております。

(e) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
統括責任部署は、外部機関との信頼関係構築に努め、講習会等には積極的に参加し、情報収集に努めることとしております。

Vその他

1. 買収への対応方針の導入の有無

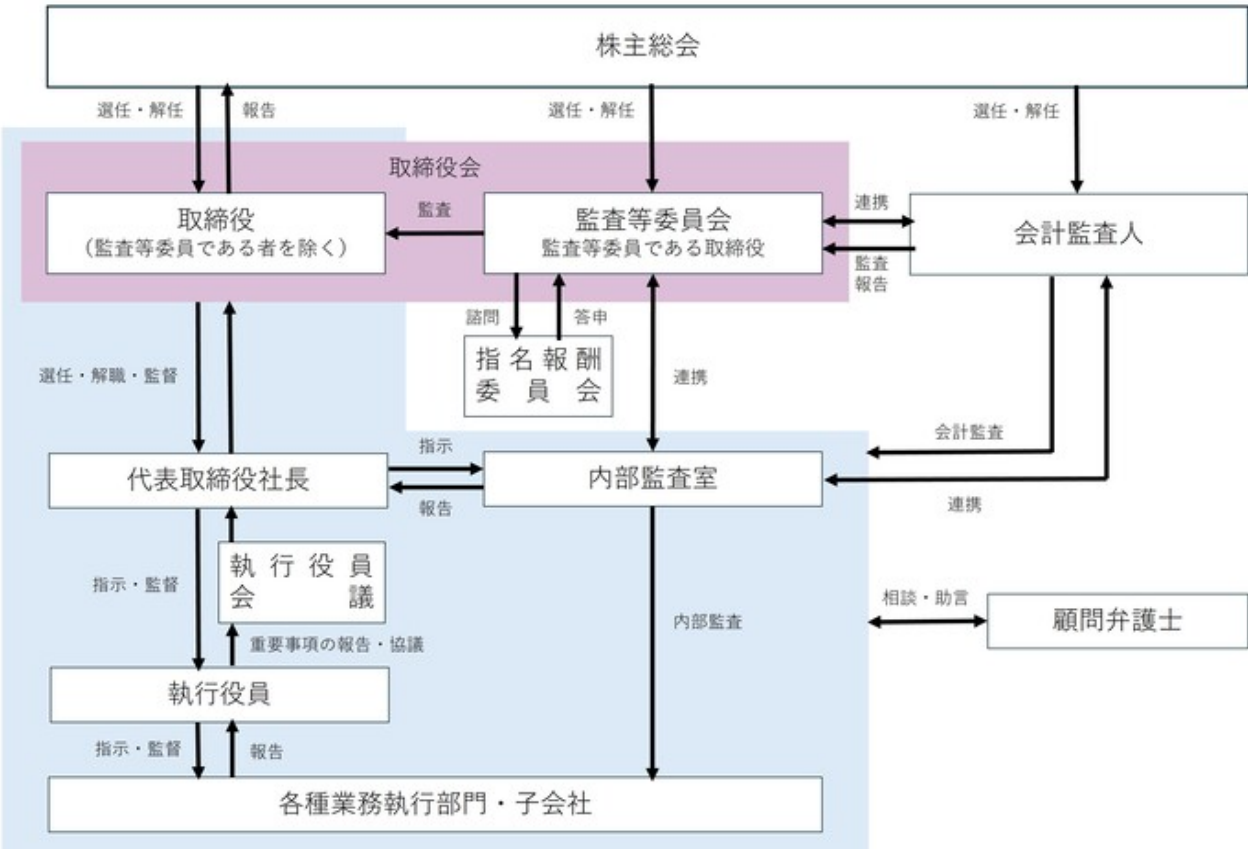
買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【コーポレートガバナンス体制図】



【適時開示体制の概要（模式図）】

